

シ以下 のもの	シを超 え4ト シ以下 のもの				
	(c) 車 両重量 が4ト シを超 え6ト シ以下 のもの	12,000円	13,200円	3,000円	6,000円
シを超 え8ト	(d) 車 両重量 が6ト シを超 え8ト	15,000円	16,500円	4,000円	7,500円

ン以下 のもの	車 18,500円 両重量 が8ト ンを超 え10ト ン以下 のもの	20,300円	5,000円	9,500円
(e)				
ン以下 のもの	車 22,000円 両重量 が10ト ンを超 え12ト ン以下 のもの	24,200円	5,500円	11,000円
(f)				

が16ト ンを超 えるも の	が16ト ンを超 える部 分の 2ト分 まで ごとに 4,700 5,100 円を加 算した 額（そ の額が 48,300 円を超 えると きは、	が16ト ンを超 える部 分の 2ト分 まで ごとに 4,700 5,100 円を加 算した 額（そ の額が 48,300 円を超 えると きは、	が16ト ンを超 える部 分の 2ト分 まで ごとに 4,700 5,100 円を加 算した 額（そ の額が 48,300 円を超 えると きは、	が16ト ンを超 える部 分の 2ト分 まで ごとに 4,700 5,100 円を加 算した 額（そ の額が 48,300 円を超 えると きは、
-------------------------	---	---	---	---

	に定め る額	に定め る額	に定め る額	に定め る額
(イ) キヤ ンピ ング ・ト レー ラー	a 普通自動車に 属するもの 10,200 円	b 4輪以上の小 型自動車に属す るもの 5,300 円		
(ウ) キヤ ンピ ング 車	a 総排気量が1 リットル以下の もの 20,000 円	b 総排気量が1 リットルを超え 1.5リットル以 下のもの 24,400 円	5,000円	6,500円

c	総排気量が28,800円 1.5リットルを 超え2リットル 以下のもの	7,500円	7,500円	14,500円
d	総排気量が34,800円 リットルを超え 2.5リットル以 下のもの	9,000円	9,000円	17,500円
e	総排気量が40,000円 2.5リットルを 超え3リットル 以下のもの	10,000円	10,000円	20,000円
f	総排気量が45,600円 リットルを超え 3.5リットル以 下のもの	11,500円	11,500円	23,000円

g	総排気量が52,400円 3.5リットルを 超え4リットル 以下のもの	13,500円	13,50026,500 円
h	総排気量が460,400円 リットルを超え 4.5リットル以 下のもの	15,500円	15,50030,500 円
i	総排気量が69,600円 4.5リットルを 超え6リットル 以下のもの	17,500円	17,50035,000 円
j	総排気量が688,000円 リットルを超え るもの	22,000円	22,00044,000 円
k	電気自動車 20,000	5,000円	5,00010,000

		円	円	円	円	円
(エ) その他	a 最大積載量の定めのないもの又は	8,000円	8,800円	8,000円	8,800円	2,000円
	(a) 車両重量が2トン以下	2,000円				4,000円
(エ) その他	は最大積載量が1トン以下のも	11,500円	12,600円	11,500円	12,600円	3,000円
	(b) 車両重量が2トンを超え4トン以下					6,000円
(エ) その他	(c) 車両重量が4トン	16,000円	17,600円	16,000円	17,600円	4,000円
						8,000円

ンを超え6トン以下のも					
(d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のも	20,500円	22,500円	5,500円	10,500円	13,000円
(e) 車両重量が8トンを超え10トン	25,500円	28,000円	6,500円	13,000円	

(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	40,500円	44,500円	10,500円
(i) 車両重量が16トンを超え16トンまでを超過するもの	40,500円	44,500円	10,500円
(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	40,500円	44,500円	10,500円
(i) 車両重量が16トンを超え16トンまでを超過するもの	40,500円	44,500円	10,500円

	の				
(5) 3 輪の小 型自動 車	ア	小型自動車に属する もの	4,500 円	5,100 円	1,500 円
	営業 用	3輪の小型自動車に 属するけん引車	3,900 円	4,400 円	1,000 円
	イ	3輪の小型自動車に 属する被けん引車	3,900 円		
自 家 用	ア	小型自動車に属する もの	6,000 円	6,900 円	1,500 円
	営業 用	3輪の小型自動車に 属するけん引車	5,300 円	6,000 円	1,500 円
	イ	3輪の小型自動車に 属する被けん引車	5,300 円		

備考 ローターリー・エンジンを備えたものについては、総容積
(ロータリー・エンジンの1の作動室の容積にローター数を乗
じて得た容積をいう。)に1.5を乗じて得た容積を総排気量とす

	の				
(5) 3 輪の小 型自動 車	ア	小型自動車に属する もの	4,500 円	5,100 円	1,500 円
	営業 用	3輪の小型自動車に 属するけん引車	3,900 円	4,400 円	1,000 円
	イ	3輪の小型自動車に 属する被けん引車	3,900 円		
自 家 用	ア	小型自動車に属する もの	6,000 円	6,900 円	1,500 円
	営業 用	3輪の小型自動車に 属するけん引車	5,300 円	6,000 円	1,500 円
	イ	3輪の小型自動車に 属する被けん引車	5,300 円		

備考
1 総排気量とは、ロータリー・エンジンを備えたものにあつ
ては、総容積に1.5を乗じて得た容積をいう。

る（次項の表及び次条の表において同じ。）。

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車	通常税率	重課税率	軽課税率
営業 総排気量が1リットル以下 のもの	3,700円	4,100円	1,000円

2 総容積とは、ロータリー・エンジンの1の作動室の容積にローター数を乗じて得た容積をいう。

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる種別割にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる種別割にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

自動車	通常税率	重課税率	最大軽課税率	最小軽課税率
営業 総排気量が1リットル以下 のもの	3,700円	4,100円	1,000円	1,800円

用	総排気量が1リットルを 超え1.5リットル以下の もの	4,700 円	5,200 円	1,200 円	2,300 円
	総排気量が1.5リットル を超えるもの	6,300 円	6,900 円	1,600 円	3,200 円
	電気自動車又は水素自動 車	3,700 円		1,000 円	1,800 円
自 家 用	総排気量が1リットル以 下のもの	5,200 円	5,700 円	1,300 円	2,600 円
	総排気量が1リットルを 超え1.5リットル以下の もの	6,300 円	6,900 円	1,600 円	3,200 円
	総排気量が1.5リットル を超えるもの	8,000 円	8,800 円	2,000 円	4,000 円
	電気自動車	5,200 円		1,300 円	2,600 円

用	総排気量が1リットルを 超え1.5リットル以下の もの	4,700 円	5,200 円	1,200円
	総排気量が1.5リットル を超えるもの	6,300 円	6,900 円	1,600円
	電気自動車	3,700 円		1,000円
自 家 用	総排気量が1リットル以 下のもの	5,200 円	5,700 円	1,300円
	総排気量が1リットルを 超え1.5リットル以下の もの	6,300 円	6,900 円	1,600円
	総排気量が1.5リットル を超えるもの	8,000 円	8,800 円	2,000円
	電気自動車	5,200 円		1,300円

<p>第139条 令和元年9月30日までに<u>初回新規登録</u>を受けた自家用乗 用車等であって、鳥取県条例等の一部を改正する条例（平成28 年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県条例 （以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規 定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに <u>初回新規登録</u>を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部 を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による 改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧 条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規 定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに 法の施行地外において<u>道路運送車両法第2条第5項</u>に規定する運 行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたこ とがある自家用乗用車等であって令和元年10月1日以後に<u>初回新 規登録</u>を受けたものに対して課する<u>自動車税</u>の税率は、前条の規 定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自</p>	<p>第139条 令和元年9月30日までに<u>最初の新規登録</u>を受けた自家用 乗用車等であって、鳥取県条例等の一部を改正する条例（平成 28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県条例 例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の 規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日まで に<u>最初の新規登録</u>を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の 一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定に よる改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並び に旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例 に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日ま でに法の施行地外において<u>法第146条第2項</u>に規定する運行に相 当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがあ る自家用乗用車等であって令和元年10月1日以後に<u>最初の新規登 録</u>を受けたものに対して課する<u>種別割</u>の税率は、前条の規定にか かわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる<u>種別割</u>の</p>
---	--

<p>自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額</p> <p>(2) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。）に係る初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 軽油自動車その他の前号に規定する自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの（電気自動車等を除く。）に係る初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額</p>	<p>区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p> <p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は回項第5号に規定する石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p>	<table border="1"> <tr> <td>自家用乗用車等</td> <td>通常税率</td> <td>重課税率</td> </tr> </table>	自家用乗用車等	通常税率	重課税率	<table border="1"> <tr> <td>自家用乗用車等</td> <td>通常税率</td> <td>重課税率</td> </tr> </table>	自家用乗用車等	通常税率	重課税率
自家用乗用車等	通常税率	重課税率							
自家用乗用車等	通常税率	重課税率							

<p>(1) 乗用車 略</p> <p>サ 電気自動車 29,500円</p>	<p>(1) 乗用車 略</p> <p>サ 電気自動車又は水素自動車 29,500円</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(3) キャンピング車</p> <p>サ 電気自動車 23,600円</p>	<p>(3) キャンピング車</p> <p>サ 電気自動車又は水素自動車 23,600円</p>

<p>(自動車税の賦課期日)</p> <p>第140条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>(自動車税の納期)</p> <p>第141条 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するもの又はやむを得ない事情により前項の納期により難いものの納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところ</p>	<p>(種別割の賦課期日)</p> <p>第140条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>(種別割の納期)</p> <p>第141条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するもの又はやむを得ない事情により前項の納期により難いものの納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところ</p>
---	--

<p>よる。</p> <p>(自動車税の徴収方法)</p> <p>第142条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>2 新規登録の申請があった自動車については法第157条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p> <p>3 第144条の規定により提出すべき申告書の提出がなかったことにより前項の規定によって自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>(自動車税の徴収の手続)</p> <p>第143条 前条第2項の規定により自動車税を納付する者は、新規登録の申請をする際に、当該自動車税の額に相当する現金を納付</p>	<p>る。</p> <p>(種別割の徴収方法)</p> <p>第142条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>2 新規登録の申請があった自動車については法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p> <p>3 第144条の規定により提出すべき申告書の提出がなかったことにより前項の規定によって種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>(種別割の徴収の手続)</p> <p>第143条 前条第2項の規定により種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、当該種別割の額に相当する現金を納付しな</p>
--	--

<p>しなればならない。</p> <p>2 略</p> <p>(自動車税の徴収方法の特例)</p> <p>第143条の2 第142条第2項の規定により自動車税を納付すべき者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条令第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の自動車税の徴収方法は、当該自動車税を納付すべき者が当該新規登録の申請をした際に、法第159条の総務省令で定める方法によることができる。</p> <p>(自動車税の賦課徴収に関する申告)</p>	<p>ければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の徴収方法の特例)</p> <p>第143条の2 第142条第2項の規定により種別割を納付すべき者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条令第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。</p> <p>(種別割の賦課徴収に関する申告)</p>
---	--

<p>第144条 <u>自動車税</u>の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条第1項の規定による変更登録若しくは同法第13条第1項の規定による<u>移転登録</u>の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録の手続をする場合には、法第160条第1項の<u>自動車税</u>の賦課徴収に関する様式によって、<u>自動車税</u>の賦課徴収に関する必要な事項を記載した申告書又は報告書を提出しなければならない。</p> <p>(<u>自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第146条 <u>自動車税</u>の納税義務者又は第135条の3第1項に規定する売主が前2条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなければ、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第144条 <u>種別割</u>の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条の規定による変更登録若しくは移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録の手続をする場合には、法第177条の13第1項の<u>総務省令</u>で定める様式によって、<u>種別割</u>の賦課徴収に関する必要な事項を記載した申告書又は報告書を提出しなければならない。</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第146条 <u>種別割</u>の納税義務者又は第135条の3第1項に規定する売主が前2条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなければ、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p>
--	---

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年(同法第41条第1項に規定する居住年をいう。次項において同じ。)が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限り、法附則第5条の4第1項に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年(同法第41条第1項に規定する居住年をいう。次項において同じ。)が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限り、法附則第5条の4第1項に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p>

<p>2 略</p> <p>3 法第37条の2第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当する寄附金とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に</u> <u>関連する寄附金（前号に規定する寄附金に該当するものを除く。）</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 法第37条の2第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当する寄附金とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>4・5 略</p>
<p>第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>

<p>(公示送達)</p> <p>第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>課税地を所管する</u> <u>公示事項</u> (以下この条において「<u>公示事項</u>」という。)を同 項に規定する総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧 することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記</u> <u>載された書面を課税地を所管する県税事務所の掲示場に掲示し、</u> <u>又は公示事項を課税地を所管する県税事務所に設置した電子計算</u> <u>機の映像面に表示したものの閲覧をすることができきる状態に置く</u> <u>措置をとること</u>によつてするものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>課税地を所管する</u> <u>県税事務所の掲示場に規則で定める公示送達書を掲示して行うも</u> <u>の</u>とする。</p>												
<p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車の徴収の特例の一部改正)</p> <p>第4条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車の徴収の特例 (昭和29年鳥取県条例第27号) の一部を次の ように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p> <table border="1" data-bbox="1257 224 1428 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="1257 224 1332 1108">改</th> <th data-bbox="1257 1108 1332 1765">正</th> <th data-bbox="1257 1765 1332 1870">後</th> <th data-bbox="1257 1870 1332 1975">改</th> <th data-bbox="1257 1975 1332 2016">正</th> <th data-bbox="1257 2016 1332 2143">前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		改	正	後	改	正	前						
改	正	後	改	正	前								

<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第6条に基づき施設及び区域並びに日本国におけ る合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特 例に関する法律（昭和27年法律第119号）第4条第1項の規定に 基づき、自動車税の徴収について鳥取県条例（平成13年鳥取県 条例第10号）の特例を設けることを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第6条に基づき施設及び区域並びに日本国におけ る合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特 例に関する法律（昭和27年法律第119号）第4条第1項の規定に 基づき、自動車税の<u>種別割</u>の徴収について鳥取県条例（平成13 年鳥取県条例第10号）の特例を設けることを目的とする。</p>
<p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収 の方法)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所 有する自動車に対する自動車税は、この条例で定めるところによ り、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県条例第 141条の規定にかかわらず、毎年4月中において、県の発行する 納税通知書又は証紙をもって、当該自動車税を払い込まなければ</p>	<p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の<u>種別 割</u>の徴収の方法)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所 有する自動車に対する自動車税の<u>種別割</u>は、この条例で定めると ころにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 前項の規定による自動車税の<u>種別割</u>の納税義務者は、鳥取県税 条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中において、県の発 行する納税通知書又は証紙をもって、当該自動車税の<u>種別割</u>を払</p>

<p>る。</p> <p>(自動車税の税率)</p> <p>第3条 自動車税の税率は、鳥取県条例第138条及び第139条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>ことができる。</p> <p>(自動車税の種別割の税率)</p> <p>第3条 自動車税の種別割の税率は、鳥取県条例第138条及び第139条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条及び附則第3条の規定 令和9年1月1日</p> <p>(2) 第3条及び次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日</p> <p>(公示送達に関する経過措置)</p> <p>第2条 第3条の規定による改正後の鳥取県条例第13条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</p>	

(個人の県民税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例(次項において「9年1月新条例」という。)第24条の3及び第24条の4の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和8年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における9年1月新条例第24条の

4第3項第2号の規定の適用については、同号中「関連する寄附金」とあるのは、「関連する寄附金(所得税法等の一部を改正する法律

(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなりおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法

(昭和40年法律第33号)第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例(附則第6条において「新条例」という。)第81条の規定は、この条例の施行の日(以

下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第5条 施行日前に鳥取県税条例第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同

表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは

輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の

税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第24条の16 略 2 略 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県条例(平成13年鳥取県条例第10号)第137条の2第1項第1号に該当し現に自動車税の課税免除又は減免を受けている自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料	(使用料) 第24条の16 略 2 略 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県条例(平成13年鳥取県条例第10号)第137条第2項第4号又は第137条の2第2項第1号に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。

をそれぞれ免除し、又は減免する。

4・5 略

4・5 略

(規則への委任)

第8条 第221回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。